

令和 年 月 日 兵庫県赤穂市長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	西暦 年 月 日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

住 所	受付日付印
氏 名	本申請書を受付した旨、ご登録の連絡先にメールにてお知らせさせていただきます。

ワンストップ特例申請書 添付書類貼付台紙

ワンストップ特例申請書の添付書類を貼付して提出してください。

☆確認書類は ①マイナンバー確認書類 と ②本人確認書類 の **両方** が必要です。

※申請書に記載した住所・氏名と、添付書類に記載されている住所・氏名に相違がある場合は、その変更内容が分かるもの(変更が分かるカード裏面や運転免許証裏面の写しなど)を添付し、申請書を訂正してください。

☆寄附した翌年の1月10日**必着**でご提出をお願いします。

①マイナンバー(個人番号)確認書類

▼マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード裏面(番号側)のコピー

▼マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバー通知カードのコピー

(住所変更等がある場合は両面のコピー)

▼上記がない場合は、マイナンバーが記載された

住民票のコピー(裏面に貼付して下さい。)

こちらの太枠の中に確認書類を貼付してください

②本人確認書類

▼マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード表面(顔写真側)のコピー

▼マイナンバーカードをお持ちでない方

◎顔写真がある証明書

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、

障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書

のいずれかのコピー

※上記の提出が困難な場合は、健康保険証、

年金手帳等官公署発行の書類「2点」のコピー

こちらの太枠の中に確認書類を貼付してください

※太枠内で確認書類を貼付できない場合は、こちらに貼付してください。

※添付書類が枠内に貼付できない場合は、用紙右端揃えで貼付してください。